

令和6年度補正予算 官民連携まちなか再生推進事業 (普及啓発事業(地域伴走型)) 募集要領

■ 募集期間

令和6年12月11日(水) ~ 令和7年1月9日(木) 15:00まで

■ 問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 藤井、大門、工藤

Tel: 03-5253-8111(内線 32553、32563、32543)

令和6年12月
国土交通省
都市局

< 目 次 >

I. 官民連携まちなか再生推進事業（普及啓発事業（地域伴走型））について

1. 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1
2. 募集対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1
3. 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1

II. 応募、ヒアリングについて

1. 応募について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 2
2. ヒアリングの実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 3

III. 普及啓発事業【地域伴走型】の選定

1. 選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 4
2. 選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 4

IV. 事業の実施にあたっての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 5

V. よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 6、p 7

<関連資料>

1. 官民連携まちなか再生推進事業の概要・・・・・・・・・・・・ 別 添
2. 応募様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別 添
3. 【参考】官民連携都市再生推進事業制度要綱（案）・・・・・・ 別 添
4. 【参考】官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱・・・・・・ 別 添

I. 官民連携まちなか再生推進事業（普及啓発事業（地域伴走型））について

1. 目 的

官民連携まちなか再生推進事業は、官民の多様な人材が参画するエリアプラットフォームの構築やまちなかの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、将来像を実現するための取り組み等、及び民間まちづくり活動における先進団体が実施する普及啓発の取り組みを支援し、もって官民連携による都市の再生を図ることを目的としています。

2. 募集対象

官民連携都市再生推進事業制度要綱第2条第3項第二号に規定する普及啓発事業（地域伴走型）を募集します。

3. 事業概要

普及啓発事業（地域伴走型）は、民間まちづくり活動における先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に普及啓発するために行う事業のうち、課題を有する地域を対象に優れたまちづくり活動実績のある者が伴走支援する事業です。

- ・ 補助事業者：都市再生推進法人、民間事業者等
- ・ 補助率：定額

※全国を対象に人材を育成する事業は、補助対象外です。

Ⅱ. 応募、ヒアリングについて

1. 応募について

(1) 提出物

- ・様式A-1
- ・様式A-2
- ・様式B
- ・様式C
- ・上記データを統合したPDFデータ
- ・ヒアリング日程表

(2) 提出先

管轄の地方整備局等へ電子メールにて提出してください。

局	部	課・係	提出先（メール）	住所	問合せ先
北海道開発局	事業振興部	都市住宅課 計画調整係	hkd-ky-matidukuri@gxb.mlit.go.jp	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目1	011-709-2311
東方地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	thr-toshijutaku@ki.mlit.go.jp	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	022-225-2171
関東地方整備局	建政部	都市整備課 企画調査第二係	ktr-toshiseibi-01@mlit.go.jp	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1907
北陸地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	toshi-jyutakuseibi@hrr.mlit.go.jp	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	025-280-8755
中部地方整備局	建政部	都市整備課 都市再生係	cbr-toshiseibi@mlit.go.jp	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8573
近畿地方整備局	建政部	都市整備課 都市再生係	kktr-toshiseibi86@mlit.go.jp	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	06-6942-1076
中国地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	toshijutaku@cgr.mlit.go.jp	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15	082-511-6200
四国地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	skr-chdd@mlit.go.jp	〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33	087-811-8315
九州地方整備局	建政部	都市整備課 企画調査係	qsr-kense_toshi02@mlit.go.jp	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10-7	092-707-0187
沖縄総合事務局	開発建設部	建設産業・地方整備課 都市整備係	kentika.toshiseibi.90.m1c@ogb.cao.go.jp	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1	098-866-1910

(3) 提出締切

令和7年1月9日（木）15:00必着

(4) 応募様式作成時の留意事項について

- ・様式の作成にあたり、画像データを使用する際は、画質が乱れない程度に圧縮してください。画質を落としすぎたり、紙媒体をスキャンして使用したりする場合には、画像データの識別が困難になることがありますので、事前に確認のうえご提出ください。
- ・所定の提出物以外に参考資料の提出を希望する場合、提出を妨げるものではありませんが、極力最小限にとどめてください。
- ・様式等において、各種説明資料に添付された図表は、今後国土交通省にて内部資料等作成のため修正・加工する場合があります。そのため、画像データや計数表等の部品についてはできるだけ分割し、グループ化等の編集作業が可能になるよう作成してください。

2. ヒアリングの実施について

- ・選定にあたっては、必要に応じて応募内容に関する事務局からの個別ヒアリング（オンライン）を予定しています（1月中）。実施の際には、実施予定日・方法を別途ご連絡いたします。
- ・ヒアリングは、対象地域の地方公共団体等の地域関係者の同席を必須とします。
- ・なお、ヒアリングに伴い生じる通信費等については、応募者にてご負担いただきますようお願いいたします。

Ⅲ. 普及啓発事業【地域伴走型】の選定

1. 選定方法

本事業は、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通大臣が選定します。

※令和6年度第1次補正予算が成立することを前提として実施しています。

2. 選定基準

ア. 応募要件

- ① 事業主体が、都市再生推進法人、民間事業者、NPO法人その他これらに類する者（都市再生推進法人、民間事業者等を構成員とするJVを含む。）であること。
- ② 事業内容が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められた普及啓発事業（地域伴走型）であること。
- ③ 特定の対象地域に対して年間を通じた定期的かつ継続的な支援を行うこと。（四半期ごとの定例報告を行うこと。）
- ④ エリアプラットフォーム活動支援事業の活用実績がない地域であること。

イ. 重点審査項目

以下の項目を考慮し、官民連携まちづくりの普及促進を効果的に実施する事業主体を5団体程度選定する予定です。

- ① 取組テーマ、取組内容、手法等が明確であり、国が掲げる都市政策に沿った内容であること。
- ② 事業の実施にあたり、地域のまちづくり人材の発掘・育成、地域内の連携構築が見込まれること。
- ③ 地方公共団体等の地域関係者が官民連携まちづくりに対して意欲があり、補助事業者との連携が見込まれること。
- ④ 対象地域において地域資源の発掘、エリア課題や取組の方向性の明確化等により、地域の魅力や活力の向上等の効果が見込まれること。
- ⑤ 補助事業者において、支援に必要な優れたまちづくり活動実績のある者が確保され、年間を通じた活動体制が整えられていること。
- ⑥ 補助事業者において、支援を通じて得た経験等を全国における官民連携のまちづくりへ展開する見込みがあること。
- ⑦ 経費内訳及び過去の取組実績が明確かつ具体的であること。

IV. 事業の実施にあたっての留意点

本補助金の活用にあたっては、補助金等に係る予算の適正化に関する法律、官民連携都市再生推進事業制度要綱及び官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱の規定のほか下記の事項を遵守してください。

(交付申請)

- ・ 補助対象事業に選定された場合は、速やかに交付申請書を提出してください。

(補助金の対象経費)

- ・ 原則として、補助金の交付前に着手した事業については補助対象外になりますので、必ず交付決定を受けてから事業に着手するようにしてください。したがって、応募・交付申請に要する経費などは交付決定日以前に発生する経費であり、補助の対象とはなりません。

(事業の実施及び事業内容の変更)

- ・ 事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助金交付要綱に従って、事前に承認を得てください。

(進捗状況の報告)

- ・ 年度途中に、取組みが目標どおりに進んでいるかの報告を求めることとしています。国土交通省の指定する様式にて進捗状況を報告してください。

(実績報告)

- ・ 事業主体は補助事業を完了後、実績報告書等を提出してください。

(補助金の支払)

- ・ 補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から30日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります（年度途中であっても、事業が完了している場合には、所定の手続きにより支払われます）。

(事業の実施後)

- ・ 事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む）を整理し、交付年度終了後5年間保存してください。
- ・ 本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後、毎年、定期的に追跡調査を行うので回答してください。

Ⅴ. よくある質問

(1) 普及啓発事業（地域伴走型）について

No	質 問	回 答
1	普及啓発事業（地域伴走型）の対象は、エリアプラットフォーム活動支援事業につながる取組のみか。	普及啓発事業（地域伴走型）の補助対象は、エリアプラットフォーム活動支援事業につながる取組を想定しています。
2	対象地の地域要件はありますか。	まちなかの再生に向けて主体的に官民連携まちづくりに取り組む地域を想定しています。
3	補助対象は、まちづくり活動実績のある者の人件費、イベント開催経費、会場費等、すべて対象になりますか。	まちづくり活動実績のある者の交通費・謝礼金等を主な補助対象と想定しています。イベント開催経費等は対象地域において、負担することを想定しており、取組の役割分担等の考え方についても妥当性を確認します。
4	地方公共団体等の地域関係者とは、どのような者のことですか。連携は必要ですか。	官民連携都市再生推進事業制度要綱第2条第4項第一号及び第二号前段に規定されている者です。連携を前提としているため、調整したうえでご応募ください。
5	ヒアリングには、地方公共団体等の地域関係者の同席は必須ですか。	地方公共団体等の地域関係者の方の同席を必須とします(官民連携都市再生推進事業制度要綱第2条第4項第一号及び第二号前段に規定されている者のどちらかでも可)。
6	1 補助事業者が複数地域を対象に応募することは可能ですか。	原則、1 補助事業者 1 地域での応募を想定しています。複数地域で応募する場合は地域単位で応募様式を作成してください。
7	現地で3日間程度ワークショップ等を行うような短期の現地支援は、普及啓発事業（地域伴走型）の補助対象になりますか。	特定の対象地域に対して年間を通じた定期的・継続的な支援を対象としています。
8	まちづくり活動実績のある者が対象地域に移住する必要はありますか。	移住する必要はありませんが、原則、対象地域においてアドバース等を行うことを想定しておりますが、オンラインによる打ち合わせ等を補足的に活用することも可能です。
9	都市再生推進法人が自らの活動エリアにおいて普及啓発事業（地域伴走型）を実施する場合、補助対象となりますか。	普及啓発事業（地域伴走型）は、地域内に優れたまちづくり活動実績のある者がいないような地域において、対象地域の外部から優れたまちづくり活動実績のある者による対象地域内のまちづくり人材の発掘・育成等を目的としています。そのため、既にまちづくりの実績のある都市再生推進法人がいる場合には、補助対象になりません。
10	エリアプラットフォーム活動支援事業の補助を受けたことがある地域でも普及啓発事業（地域伴走型）の補助対象となりますか。	補助対象にはなりません。

(2) その他（共通）

No	質 問	回 答
1	提出物に、応募者の代表印、認印などは必要ですか。	押印は不要です。
2	提出物の事前確認をしていただくことは可能ですか。	公募期間中の提出物の記載内容の事前確認は、審査の公平性を確保するため、行わないこととしております。
3	交付決定はいつ頃になる予定ですか。	交付決定の時期は、交付申請から1～2ヶ月を要します。 内定通知後は速やかに交付申請を行って下さい。
4	補助金支払い時期はいつ頃ですか。	官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱第23条に基づき、事業完了後に支払いとなります。
5	国が掲げる都市政策に資する取組とは何ですか。	予算概要や国土交通省のHP等をご覧ください。 (例) ・国土交通省令和6年度予算概要 (https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_003148.html) ・官民連携まちづくりポータルサイト (https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html)